

2025 年 10 月 15 日

一般質問原稿／中西智子

「在日外国人の子育て・教育支援について」一般質問いたします。

(①－１)

１点目に、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、全ての児童の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。1989 年 11 月 20 日、第 44 回国連総会において全会一致で採択され、1990 年に発効、日本は 1994 年に批准しました。

この条約には、「すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されない権利」、「子どもにとって最もよいことを第一に考えられる権利」、「命を守られ成長していく権利」、「自分の意見を述べ重視される権利」という 4 つの原則があります。この「子どもの権利条約」や日本国憲法の精神に基づき、2022 年 4 月に「こども基本法」が制定され、翌年施行されました。そして 2023 年 12 月に「こども大綱」が閣議決定されました。基本法が「理念や原則」を定めた法的枠組みであるのに対し、大綱はそれを実現するための「行動計画」や「具体的な方針」と位置づけられています。

「こども大綱」とは、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

こどもや若者を取りまく多種多様な課題が網羅され、それぞれの解決に向けた方向性や方針が示されています。私も今回、この質問を行うために、全ての頁に目を通しました。自治体の役割がしっかり果たせるよう、国がしっかり予算措置を行うべきだと思う部分がありますが、今回の一般質問である在日外国人の子育て・教育支援に的を絞り、お聞きします。

こども大綱には、思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向

及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにすること。また、国際機関や国際社会における様々な取組と連携し、こどもの権利条約を誠実に遵守することが明記されています。

また、こども・若者が活躍できる機会づくりとして、在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進すること。子育てや教育に関する経済的負担の軽減策として、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施することについても示されています。このような、子どもの権利条約やこども基本法の理念、および理念に基づく具体的方針は、(高等教育については市の所管ではないものの)、市の理念として共有されていると考えてよいでしょうか。

<答弁>

ただいまの中西議員のご質問に対しまして、ご答弁いたします。

「子どもの権利条約、こども基本法と市の教育理念」についてですが、「子どもの権利条約及びこども基本法の理念に基づく具体的方針の共有」につきましては、本市では平成11年10月1日施行の「箕面市子ども条例」により、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約の趣旨を踏まえて子どもの幸福を追求する権利を規定し、これを具体化するため「箕面市子どもプラン」を策定し、総合的な施策を実施しています。同プランは、市の理念として共有しながら子ども子育て支援施策を幅広く推進するもので、こども基本法に基づく「市町村こども計画」としても位置付けており、令和7年3月には第5次のプランを策定しています。

以上でございます。

(①－２)

次に引用しますのは、箕面市教育委員会人権施策室発行の人権教育推進会議情報誌『はじける　こころ』（2005年8月号）からの抜粋です。

「他の文化に対する不寛容な日本社会の性質は、移住労働者や学生、帰国者として日本に来る異文化を持った人たちに対する冷たい、時には攻撃的な人々の態度となってあらわれています。

そんな状態を変えるための教育実践が、民族教育や多文化教育です。箕面市でも1992年に「在日外国人教育の指針」が、つくられ取り組みが進められてきました。この指針は主として、在日朝鮮、韓国人の子どもたちが、自分たちの言葉、文化とアイデンティティをしっかりと継承できるようにすることを柱とするものですが、そうした実践や考え方は、ますます増える外国人や、ダブルの子どもたちの問題にも相通ずるものです。」

これは20年前に書かれたものですが、現在にも通じるものがあると受け止めています。ここで示された見解について、市は今も変わらないと考えてよいでしょうか。この中で示された「在日朝鮮、韓国人の子どもたちが、自分たちの言葉、文化とアイデンティティをしっかりと継承できるようにすることが大切である」という理念は、今日においても生きているでしょうか。

さらに2012年に策定された「箕面市国際化指針」における「施策3 教育・子育て支援」のなかでも、「外国にルーツをもつ子どもたちも自らのアイデンティティに誇りを感じながら学習できるように、取組を行う必要があります。」と記載されています。この考えについても、今も変わらない市の方針であると考えてよいでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

「在日外国人教育の指針に示された「在日朝鮮・韓国人の子どもたちが自分たちの文化とアイデンティティをしっかりと継承できるようにすることが大切であるとする理念」について、ご答弁いたします。

現在、本市の在日外国人教育を含めた人権教育全般は、令和6年3月に改訂

しました「新箕面市人権教育方針」に基づき行っていますが、同方針においても、「学校園所は、外国にルーツのある子どもたちが安心して過ごすことのできる学校園所づくりに取り組み、日本で生まれ育っても、日本に渡ってきた後、日本で生活をしていても、「自分と友だちに違いがあるということは、豊かで素敵なことである」と、多様なルーツを持つ子どもやその周りの子どもたちが、仲間との関わりの中で実感できるような取組、多文化共生教育を通じて、「違い」を「豊かさ」に変えていける子どもたちを育むことを推進します。」としており、同様の理念をもって教育を行うことを明らかにしています。

また、箕面市国際化指針に示された外国にルーツを持つ子どもたちのアイデンティティを尊重する方針についても同様であり、今も変わることはない本市の基本方針です。

以上でございます。

ありがとうございます。

あらためて、市の理念、基本方針を確認させていただきました。

②そこで、2点目に、子ども・子育て支援法と市の施策に関して質問します。

((②－１))

2019年に「子ども子育て支援法」が改正され、「幼児教育・保育の無償化」制度がスタートしました。しかし、無償化の対象から外れた幼保施設の設置者や保護者らから、無償化を求める声が高まり、それを受けて、国は2020年度に「地域における小学校前の子どもを対象とした多様な集団活動等への支援のあり方に関する調査事業」に着手しました。無認可の幼児施設を利用する保護者の意識調査では「特色のある活動」に期待して入所している保護者が多いことや、一方で施設の利用料については、半数以上が「高い」と感じているなどの調査結果でした。それを受けて、国は「**幼児教育類似施設に関する新たな支援策**」に取り組むこととなり、2021年度から、「多様な集団活

動事業の利用支援事業」として、無償化対象外の施設利用者に月額上限２万円を支給する制度を開始しました。この事業は、自治体の「手上げ方式」となっており、財源は、国・府・市が３分の１ずつの負担割合となっています。

さて、箕面市ではまだ、この制度を実施していません。

そこで、大阪府内で「手上げ」して、この制度を実施している自治体、そのなかで、外国人学校を対象施設としている自治体の状況をお聞きます。

なお、そのなかで、市外の施設等についても対象としている自治体はあるでしょうか。併せて、ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

「子ども・子育て支援法と市の施策」について、ご答弁いたします。

「大阪府における『多様な事業者の参入促進・能力活用事業』の状況」についてですが、議員ご指摘の「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」については、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築や、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保することなどを目的として、令和３年度より新たに当該事業のメニューに追加されました。

外国人学校に通う子どもたちが当事業の対象となるのかについてですが、本市としては、現在、当該事業のエントリーはしていませんが、外国人学校等の施設も、国の規定する要件を満たす場合は対象となります。

大阪府内における事業の実施状況についてですが、令和４年における国の資料では、大阪市、堺市、池田市、八尾市、高石市、東大阪市、四条畷市、河南町の計８市町が実施しています。なお、堺市は対象者がいなかったため、令和６年度に事業を廃止しています。

管外施設への対応については、事業を実施している７市町は、いずれの市町も管外に設置された施設を事業の対象としています。

以上でございます。

ありがとうございます。

大阪府下では、現在7市町が、市外、町外の施設利用もOKということで実施されており、近隣市の池田市でも既に実施されているということでお聞きしました。続けて質問させていただきます。

(②-2)

子どもの権利条約、こども基本法をはじめ、箕面市の外国にルーツをもつ子どもたちや、保護者への支援にかかる理念を確認させていただいたところですが、この「多様な集団活動事業の利用支援事業」について市の実施方針を伺います。

現在、インターナショナルスクールや朝鮮学校など各種学校の認可を受けた外国人学校の幼児教育や保育施設は「幼児教育・保育の無償化」制度の対象外になっています。そこで、昨年度、関係団体から市に対して「多様な集団活動事業の利用支援事業」の実施を求める要請が行われましたが、今年度は、残念ながら実施が見送られました。箕面市には、現在、1名の対象のお子さんがいます。この一年間、どのように調査・研究し検討されたのでしょうか。実施できない要因についてお答えください。

また来年度こそは、実施していただけるのか、お聞きします。

以上、ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

「事業の検討状況」について、ご答弁いたします。

事業を実施していない要因については、関係団体から本市に事業の実施を求める要請があったのが、昨年12月中旬であったため、令和7年度当初予算編成事務に関する時間的な余裕がなかったことによるものです。

これまでの検討状況については、当事業の対象となりうる施設の種類や規模、対象となる市民の数や属性等について調査を実施しています。加えて、周辺自治体における当該事業の実施状況や、現時点で未実施の自治体に対する今後の導入予定や検討状況について、ヒアリングを行い、本市での事業実

施の必要性について検討を進めているところです。

令和８年度の事業実施の可否については、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

対象施設や周辺自治体の動向などを調査しておられるとのことですが、箕面市が他市を牽引すべく、早期に取り組んでいただきますよう、要望いたします。

(②－３)

こういった「手上げ」制度があることをご存じない市民や施設に対してですが、対象は、外国人学校だけでなく、森のようちえんなどの保育事業所も対象となります。

国はこの事業の趣旨や仕組みについて、各市区町村に対し、周知に努めるとのことですが、市として、この制度の周知策については、どのようにお考えでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

「事業の周知に対する市の認識」について、ご答弁いたします。

事業の周知については、現時点で実施が決定していない事業や、検討段階にある事業については、内容が確定していない情報を発信することで、市民の皆様误解や混乱を招く恐れがあると考えているため、周知は行っていません。

各種事業を実施する際には、市民の皆様正確かつ分かりやすい情報をお届けすることが重要であると認識しています。そのため、事業の内容や対象者、申込方法などについて、広報紙や市ホームページ等を通じて広く周知を図るよう努めています。

今後、事業の実施が正式に決定した場合には、可及的速やかに、広く市民の皆様への周知を図ります。

以上でございます。

ありがとうございます。是非とも、正式に決定いただき、速やかな周知をよろしく願いいたします。

3点目に、外国語支援策として行われている日本語指導支援事業について、質問いたします。

((③－１))

外国から来日や帰国あるいは歴史的背景など、外国にルーツのある日本語の理解が困難な児童生徒、保護者に対して、日本語指導、通訳のボランティア等の支援が行われていますが、具体的な支援内容や、支援時間、対象者の言語の種類等、支援事業の概要についてお示してください。

また、この支援が必要な児童生徒数や対象校の数など、ここ数年の推移などの状況についてもお聞きします。

また、この支援事業は、就学前の保護者への支援について、公立・私学を問わず支援されるようですが、その対象者数についてもお答えください。

<答弁>

「外国語支援」について、ご答弁いたします。

まず、「外国にルーツのある日本語の理解が困難な児童生徒、保護者に対する支援事業の概要」についてですが、児童生徒に対する取り組みとしては、日本語指導のための加配教員を配置することで、学校への巡回指導等を行っており、対象となる児童生徒へは、週に1時間ないしは2週間に1時間、日本語指導を行っています。

また、対象児童がいる学校へ通訳ボランティアを派遣することによって、授業中の通訳も行っており、児童生徒一人に対し、1年を超えない範囲で48時間以内を基本に通訳を行っています。放課後には、各校にボランティアを派遣して日本語指導も行っており、1校あたり週に2時間以内で実施しています。

日本語を理解することが困難な保護者に対しても、学校等との連絡や調整に必要な場合は、１年度８時間以内を基本に通訳ボランティアを派遣しています。

通訳派遣の対象言語の種類ですが、多いものから順に、中国語、英語、ネパール語、ベトナム語などになります。

次に、「これらの支援が必要な児童生徒数や対象となる学校数の推移」ですが、日本語指導加配教員による巡回指導は、令和６年度には９校、３３人の児童生徒を対象に行いましたが、令和７年度は、４月の時点で１４校、４７人、同年９月の時点では１８校、６９人を対象に行っており、授業中の通訳派遣については、令和６年度は８校、２０人でしたが、令和７年度は、９月の時点で１８校、４０人を対象に行っており、いずれも増加している状況です。また、保護者に対する通訳派遣につきましても、令和６年度は８校、１８人でしたが、令和７年度は、９月の時点で１４校、４２人を対象に行っており、増加しています。

次に、「この支援事業による就学前の保護者への支援の対象者数」ですが、これは、市立小学校への入学を控えている保護者が学校と面談等を行う際に、通訳を派遣しているもので、直近３年間の利用はありませんでした。以上でございます。

（③－２）

この支援が必要な児童生徒が、かなり増加しており、巡回指導が必要な児童生徒数は、今年度の９月末現在で６９名、授業中の通訳派遣も１８校、４０人にも及んでいるとのことでした。

文部科学省が今年度発表した「外国人児童生徒等教育の現状と課題」の中で、「公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移」について、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒は１０年間で約１．４倍、同じく外国籍の子どもは２．０倍になったと報告しています。また、多様化や、集住化・散在化の傾向がみられるとのことでした。箕面市では、どのような傾向にあるのでしょうか。

また日本語指導加配員の配置状況についてもお答えください。

具体的に、巡回指導など、具体的な取組状況についてもご答弁をお願いいたします。

そして、あらためて、この事業の意義や効果について、市のお考えをご答弁ください。

外国にルーツをもつ子どもたちの存在について、共生教育の観点から日本の子どもたちに与える影響や、彼らが成長し、日本社会にもたらす効果についても、どのように捉えておられるか、お答えください。

<答弁>

「市立小中学校に在籍する外国人児童生徒の増加、母語の多様化及び住まいの傾向」について、ご答弁いたします。

本市においても国と同様に、市立小中学校に在籍する外国籍の児童生徒数は増加傾向であり、日本語指導が必要な児童生徒については、国の発表と同じく平成26年度と令和5年度で比較すると約1.4倍ですが、令和7年9月現在と比較すると、平成26年度からは3倍になっています。

また、児童生徒の母語も多様なものになっています。

居所に関しては、広く市内に点在されている傾向にありますが、最近では、特定の校区に同じ国の方が複数、転入してこられる例も見受けられます。

次に、「日本語指導加配教員の配置状況」についてですが、令和7年度は日本語指導加配教員として、年度当初に2人の教員を配置し、先ほどのご答弁のとおり47人の児童生徒を担当していましたが、9月現在では児童生徒69人の担当をしており、複数の学校を巡回して日本語指導を行っています。対象となる児童生徒も多いため、個々の児童生徒の日本語の理解度に応じて巡回頻度の調整を行い、対応しています。

次に、「この事業の意義や効果」についてですが、意義については、児童生徒一人ひとりに応じた指導計画を作成し、生活面の適応や日本語学習などのきめ細やかな指導を行うことにあります。

また、効果としては、児童生徒の日本語能力の向上とこれに伴う学力の向

上、学校生活への適応を進めることにつながっています。

次に、「外国にルーツを持つ子どもたちの存在について日本の子どもたちに与える影響や、日本社会にもたらす効果」についてですが、日本で生活する子どもたちにとっては、自分たちの生きている社会が、実に多様な人たちで構成されているということを実感することには意義があります。また、こうした環境に身を置く中で、生きづらさを感じる当事者に努力を強いるのではなく、多数の存在である自分たちが変わっていくことで、「困り」を感じている当事者と社会の間にある障壁（バリア）を、下げたり解消したりすることができるのではないかということを考える機会を得ることは、これからの社会を担っていく上での学びとして非常に意義があると考えています。

以上でございます。

ありがとうございます。多文化共生がもたらす意義について私も同様に捉えております。

（③－３）

学校では現状に対して、支援体制が追いついていない現状であることを確認させていただきましたが、現場での課題や子どもたちや保護者への影響について伺います。

また、今後、求められる対策について、具体的にどのようにお考えなのかを、お聞かせください。また、大阪府が新年度予算を計上してくれたとしても、来年度まで、あと5か月もあります。その間、市はどのような打開策を検討されているのでしょうか。また大阪府の来年度予算が十分でなかった場合は、どうされるのでしょうか。「教育世界一」を目指して舵を切った箕面市として、この問題に対してどのように臨むのか、お聞かせください。

<答弁>

「現状における現場での課題、子どもたちや保護者への影響」について、ご

答弁いたします。

対象児童生徒が月ごとに増加しているため、日本語指導加配教員の配置数が不足しており、指導には調整や工夫を要する状態にあることは課題であると認識しています。このため、大阪府に対して、適正な人員配置を要求しています。

日本語支援を必要とする児童生徒にとって、日本語の指導の回数を十分に確保できない場合には、通訳者のサポートがない授業中、授業内容の理解が困難な状況が生じています。また、中学校の保護者からは、高校への進学に向けて、学力をつけさせてあげたいが日本語の理解もなかなか進まない状況にあって本人の学習に対するモチベーションが下がっているため、一体どうすればよいのかといった相談も箕面市国際交流協会を通して市教育委員会にも届いています。これらについては、早急に対応すべきものと考えています。

次に、「今後求められる対策と来年度までの打開策の検討状況、この問題への臨みかた」についてですが、日本語指導加配教員につきましては、引き続き、大阪府に対して、適正な人員配置を要求するとともに、日本語での日常会話が十分にできない児童生徒に対しては、児童生徒のタブレット端末や、ICT 機器を活用する等による対応を検討しています。

本市としましては、現状のように多様な言語を母語とする児童生徒が増加していく状況にあっても、日本語の指導を確保しつつ、母語等のアイデンティティも尊重する取り組みを継続していく必要があります。

しかし、児童生徒が学校に登校している間、授業中やその他の生活の場面で、常に母語による支援を行い続けることは困難です。そのため、適正な日本語指導加配教員と通訳ボランティアの配置、ICT 機器等の活用を行うとともに、保護者の協力も得ながら、箕面市国際交流協会、大阪大学とも連携して、今後の対応を引き続き検討していきます。

以上でございます。

現場はかなり逼迫していると思います。ICT 機器の活用と併せて、対応くださるとのことですが、対象者が 50 人のときでさえ、限界であるという声を聞いておりますので、一刻の猶予も許されない状況であると思います。人の配置と人材の確保、市単費での取組みと合せて、早急に取り組んでくださいますようお願いいたします。

昨今、「日本人ファースト」という概念が独り歩きしており、誤った認識のもとで、例えば一部の SNS では外国人への排斥がまことしやかに飛び交っています。一方で、例えばオールドカマーの歴史的経緯を理解している人が段々と少なくなってきたのではないか、という危惧を抱いております。

また多様な外国にルーツをもつ人々が、箕面市にも多数、暮らしておられますが、生活していて不安や恐怖を感じるようになった、といった声も聞くようになりました。多様な人たちとともに暮らすことで、みんなが豊かになれる地域や社会を、ともに築いていきたいと強く願っています。

今回は、子育てや教育に関わる具体的な支援策について、質問させていただきました。

子どもをとりまく課題は山積しておりますが、子どもの成長は留め置くことができませんので、可及的速やかに進めていただきますよう、重ねて、お願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。